

千葉県報

号外
令和5年12月28日

主要目次

- 〇 千葉県県税条例施行規則の一部を改正する規則
- 〇 千葉県財務規則の一部を改正する規則

規則

千葉県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十二月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第六十九号

千葉県県税条例施行規則の一部を改正する規則

千葉県県税条例施行規則（平成十九年千葉県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三項中「第四十二条第三項」を「第七百三十九条の四第二項」に改める。
 第十四条の表第一号中「第四十二条第三項」を「第七百三十九条の四第二項」に改め、同表第六号中「第四十八条第六項」を「第七百三十九条の五第六項」に改め、同表第八号中「及び市町村民税」を「、個人の市町村民税及び森林環境税」に、「第四十八条第七項」を「第七百三十九条の五第七項」に改める。

別記第一号様式（裏）中「若しくは検査」を「、検査若しくは提示若しくは提出の要求」に、「若しくは検索」を「、提示若しくは提出の要求、検索若しくは事業者等への協力要請」に改める。

別記第四十六号様式中

「**県民税**」を「**県民税及び森林環境税**」

に改める。

別記第四十七号様式及び第四十八号様式を次のように改める。

第四十七号様式

千葉県 県税事務所長 様

（市町村）長

個人県民税課税実績報告書

第 年 月 日

千葉県県税条例第17条第1項の規定により、下記の年度に係る個人の県民税の課税の実績を次のとおり報告します。

課税年度	区分		課税額	等円
	県民税	森林環境税		
本年度の歳入となるべき額	①	本年度の歳入となるべき額		
	②	退職所得に係る所得割額		
計	③	計	①+②	
	④	本年度の歳入となるべき額		
本年度の歳入となるべき額	⑤	退職所得に係る所得割額		
	⑥	計	④+⑤	
本年度の歳入となるべき額	⑦	本年度の歳入となるべき額		
	⑧	計	③+⑥+⑦	
県民税	⑨	県民税		
	⑩	市町村民税		
森林環境税	⑪	森林環境税		
	⑫	計	⑨+⑩+⑪	
法第323条及び第45条による減免額並びに森林環境税及び森林環境税と森林環境税に関する法律第11条による免除額	⑬	県民税		
	⑭	市町村民税		
減免後の課税額	⑮	森林環境税		
	⑯	計	⑬+⑭+⑮	
本年度の歳入となるべき額	⑰	県民税		
	⑱	市町村民税		
本年度の歳入となるべき額	⑲	森林環境税		
	⑳	計	⑰+⑱+⑲	
本年度の歳入となるべき額	㉑	県民税		
	㉒	市町村民税		
本年度の歳入となるべき額	㉓	森林環境税		
	㉔	計	㉑+㉒+㉓	
按分率（県民税）	㉕	計	㉑+㉒	
	0.			
按分率（県民税（令和5年度以前課税決定分））	㉖	計	㉑+㉒	
	0.			
按分率（森林環境税）	㉗	計	㉑+㉒	
	0.			
納税の割合を納付する者	㉘	納税の割合を納付する者		
	㉙	計		
均等割及び所得割を納付する者	㉚	均等割及び所得割を納付する者		
	㉛	計		
退職所得に係る所得割を納付する者	㉜	退職所得に係る所得割を納付する者		
	㉝	計		
森林環境税を納付する者	㉞	森林環境税を納付する者		
	㉟	計		

注 1 按分率の端数の切捨ては、税額の円の位に影響が生じないように行ってください。
 2 「納税義務者数」欄中の括弧内には、過年度分の納税義務者数を内書きしてください。

第四十八号様式

第 年 月 日 号

千葉県 県税事務所長 様

(市町村) 長

個人県民税定期課税状況報告書

千葉県県税条例第17条第1項の規定により、下記の年度に係る個人の県民税の定期課税の状況を次のとおり報告します。

Table with columns: 課税年度, 区分, 課税額等, 円. Rows include: 普通徴収 (県民税, 市町村民税, 森林環境税), 特別徴収 (市町村民税, 給与所得, 公的年金等), 本年度の収入となる額, 前年度課税分で本年度の収入となる額, 本年度の収入, 本年度の収入.

注

- 1 按分率は、小数点以下四位未満を切り捨ててください。
2 「納税義務者数」欄中の括弧内には、過年度分の納税義務者数を内書きしてください。

「あん分率」 「あん分率」

記号のよびごとの。

- 備考
1 市町村が県に令和5年度以前に賦課決定した個人県民税を払い込む場合は、この年度以前に「個人定率」として「個人県民税」とあるのは「令和5年度以前に賦課決定した個人県民税」として「個人県民税」とあること。
2 市町村民税と市町村民税の「個人県民税」として「個人県民税」とあるのは「令和5年度以前に賦課決定した個人県民税」として「個人県民税」とあること。
3 この村の長は「個人県民税」として「個人県民税」とあるのは「令和5年度以前に賦課決定した個人県民税」として「個人県民税」とあること。

その二

第 年 月 日

千葉県 県税事務局長 様

(市町村) 長

個人県民税払込報告書 (森林環境税)

森林環境税について、次のとおり払い込みますので報告します。

月別	年 月 日	払込年月日	年 月 日	払込方法	所屬年度	
					区分	率 ①
					0.	
前月中に徴収した徴収金の合計額 ②						
本 税					円	円
延滞金						
計						
払込予定額 ①×②×③						
本 税						
延滞金						
計						
歳出還付額 ④						
延滞金						
計						
払込金額 ③-④						
延滞金						
計						
備考						

備考 「歳出還付額」には、戻出還付額を含めないようにしてください。

別記第五十三号様式中「及び市町村民税」を「、個人の市町村民税及び森林環境税」に、「第48条第7項」を「第739条の5第7項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和六年一月一日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行前に、改正前の千葉県県税条例施行規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

千葉県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十二月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊 人

千葉県規則第七十号

千葉県財務規則の一部を改正する規則

千葉県財務規則(昭和三十九年千葉県規則第十三号の二)の一部を次のように改正する。

第三百二十九条中第二十二号を第二十三号とし、第二十一号の次に次の一号を加える。

二十二 森林環境税

附 則

この規則は、令和六年一月一日から施行する。

購読料

本号

一部

一二円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八